

R 8 用地調査等業務共通仕様書の主な改正内容（R 8. 3. 1 施行）

第1 改正の趣旨

高知県の仕様書（本文）と国（四国地方整備局）の仕様書（本文）の内容が相違している部分があるため、国仕様書と整合をとるために改正するもの。（従前から定例改正等について県は国の改正に準拠して改正している。）

第2 改正のポイント

1. 国との主な相違点について（仕様書本文）

- ①業務従事者の資格者要件
 - ・ 補償業務管理者、補償業務管理士の有無（県無） など
- ②照査技術者の設置
 - ・ 県は、土木設計と測量委託を併せて発注する場合にのみ設置。
- ③管理技術者届等の書類の提出期日
 - ・ 県は落札後契約締結まで、国は契約締結後 1 4 日以内
- ④用地測量に関する条文の記載内容
 - ・ 公共用地境界の確定に係る内容の条項の有無（県無）
 - ・ 公共測量作業規程との重複内容の記載の有無（県有）
 - ・ 境界立会確認書へ押印が得られない場合の署名のみで可とする記載の有無（県無）
 - ・ 隣接境界線証明及び不動産調査報告書作成に係る記載条項の有無（県有）
- ⑤建物の調査等に係る条項の組み立て
 - ・ 県は、1 条で「建物」としているが、国は「木造」「木造特殊」「非木造」で条立て
- ⑥「土地評価」「補償説明」の章の有無（県無）
- ⑦その他、表現表記の違い

上記のうち、②、③、④の一部、⑥については改正せず、それ以外について改正を実施。改正しない理由として、

②、③は、土木部のルールとの整合をとるため。照査技術者の設置については、平成 13 年 4 月 20 日付土木企画課長通知「管理技術者・照査技術者の資格要件及び詳細設計照査要領の運用について」でルール化されている。

④は、

- ・ 境界立会確認書への押印の省略可については、県は「署名又は記名押印」としており署名には押印不要という扱いにしているためにこのままとする。
- ・ 隣接境界線証明及び不動産調査報告書作成に係る部分は県独自条項であり、実務でも活用されているため。

⑥は、

- ・ 「土地評価」は県では不動産鑑定により評価しているため、採用しない。
- ・ 「補償説明」は委託時と用地交渉時での説明内容の齟齬を防ぐために採用しない。

2. 改正による影響について

- ・①の担当技術者の資格要件は、要件の拡充と縮小が発生する。
- ・その他の部分については、仕様書の組み立てや表現の再整理に係る内容のため、業務内容に大きな影響を与えるものではない。

第3 主な改正内容

1. 全般的な事項

表現の統一や条ずれの修正、その他誤字等の修正

2. 改正のあった主な箇所（仕様書本文）

(1) 第7条（業務従事者及び担当技術者）

■第1項「調査職員がこれと同等の知識及び能力を有する者と認めた者」の文言削除

■表1の有資格者の資格を国に合わせて改正

- ・各区分の有資格者に「補償業務管理士」、「補償業管理者」が追加
- ・「木造」「非木造」「生産設備・附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等」「予備調査」「移転工法案検討」を「物件」に統合
- ・「物件」について、「一級建築士」から「建築士」へ変更
※従前は、「非木造等」について、「一級建築士」が一律要件だったが、建物の規模に合わせて建築士法で設計監理ができる「建築士」へと変更
- ・「機械工作物」について、「技術士」が削除
- ・「営業補償・特殊補償」について、「会計士補」、「診断士」が削除
- ・「事業損失」について、「建築士」が削除

(2) 第11条（業務の着手）

■提出期限のカウントに係る休日等について、「含む」を「除く」に改正

(3) 第4章 用地測量関係

■公共用地境界の確定に係る下記条項を追加。

- ・新：第51条（公共用地境界の打合せ）
- ・新：第52条（資料の作成及び立会い）
- ・新：第53条（境界確定後の図書の作成）

※上記内容は、積算基準に歩掛りがあり、それとの整合を取るため国仕様書に記載されている。

■「高知県公共測量作業規程」で定められている内容に関する重複部分等の削除による以下条項の改正

- ・旧：第52条（新：第56条）（境界立会の画地及び範囲）
- ・旧：第55条（新：第58条）（用地測量の基準点）
- ・旧：第56条（新：第59条）（境界測量）
- ・旧：第57条（削除）（補助基準点の設置）
- ・旧：第59条（新：61条）（用地境界仮杭の設置）
- ・旧：第60条（新：62条）（境界点間測量）
- ・旧：第62条（新：64条）（土地の実測平面図の作成）

■旧：第61条（新：63条）（面積計算の範囲等）

- ・1筆の土地に異なる現況地目がある場合の面積の求め方について追加。

（4）第5章 建物等の調査関係

■建物に係る条項を以下のように分割。

①第1節調査：旧第68条（建物）

- ・新：70条（木造建物）
- ・新：71条（木造特殊建物）
- ・新：72条（非木造建物）

②第2節調査書等の作成：旧第77条（建物）

- ・新：81条（木造建物）
- ・新：82条（木造特殊建物）
- ・新：83条（非木造建物）

※木造建物の一部及び木造特殊建物については、仕様書にて作成する図面が追加。

③第3節算定 86条（建物）

- ・新：92条（木造建物）
- ・新：93条（木造特殊建物）
- ・新：94条（非木造建物）

3. 改正のあった箇所（仕様書本文以外）

■以下項目について、仕様書本文の条ずれに伴い、本文引用条項のずれ等を修正

- ①別記5 建物移転料算定要領
- ②別記7-1 機械設備調査算定要領
- ③別記7-2 工作物調査算定要領
- ④別記7-3 附帯工作物調査算定要領
- ⑤別記12-1 居住者調査算定要領
- ⑥別記16 土地調書及び物件調書作成要領
- ⑦用地調査等業務関係様式集（様式第90号、91号）